

令和2年度 第2回（令和3年3月実施）

運行管理者試験【貨物】筆記試験

（制限時間 90 分）

※令和2年度第2回試験は、「筆記試験」と「C B T試験」が併用され、受験生はどちらかを選んで受験することができました。本問題は筆記試験の問題です。

1. 貨物自動車運送事業法関係

問1 一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の事業計画の変更に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 事業者は、「主たる事務所の名称及び位置」の事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
2. 事業者は、「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数」の事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
3. 事業者は、「自動車車庫の位置及び収容能力」の事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
4. 事業者は、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）、運送約款その他国土交通省令で定める事項について、主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

問2 次の記述のうち、貨物自動車運送事業の運行管理者の行わなければならない業務として誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 運転者等に対して、法令の規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者等ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに法令で定める所定の事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存すること。
2. 事業用自動車に係る事故が発生した場合には、法令の規定により「事故の発生場所」等の所定の事項を記録し、及びその記録を3年間保存すること。
3. 事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて、当該事業用自動車の乗務員等に対する適切な指導を行うこと。
4. 休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させること。

問3 貨物自動車運送事業輸送安全規則に定める貨物自動車運送事業者の過労運転等の防止についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。（※法改正により一部改変）

1. 一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者（以下「運転者」という。）又は特定自動運行保安員を常時選任しておかなければならず、この場合、選任する運転者及び特定自動運行保安員は、日々雇い入れられる者、A以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であってはならない。
2. 貨物自動車運送事業者は、運転者、特定自動運行保安員及び事業用自動車の運行の業務の補助に従事する従業員（以下「乗務員等」という。）が有効に利用することができるよう、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員等に睡眠を与える必要がある場合にあっては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を、Bしなければならない。
3. 貨物自動車運送事業者は、乗務員等のCに努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。
4. 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、Dにより安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置しておかなければならない。

©運行管理者試験対策.net
(行政書士高橋幸也うめぎと駅前事務所)
A ① 1ヶ月 ② 2ヶ月
B ① 維持するための要員を確保 ② 適切に管理し、及び保守
C ① 運転履歴の把握 ② 健康状態の把握
D ① 疲労等 ② 酒気帯び

問 4 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者（以下「運転者」という。）に対する点呼に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 業務前及び業務後の点呼は、対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により行われなければならない。
2. 運転者が所属する営業所において、対面により業務前の点呼を行う場合は、法令の規定により酒気帯びの有無について、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等を目視等により確認するほか、当該営業所に備えられたアルコール検知器を用いて確認を行わなければならない。
3. 2日間にわたる運行（1日目の業務が営業所以外の遠隔地で終了し、2日目の業務開始が1日目の業務を終了した地点となるもの。）については、1日目の業務後の点呼及び2日目の業務前の点呼のいずれも対面等で行うことができないことから、2日目の業務については、業務前の点呼及び業務後の点呼（業務後の点呼は対面で行う。）のほかに、当該業務途中において少なくとも1回対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（当該方法により点呼を行うことが困難である場合にあっては、電話その他の方法）により点呼（中間点呼）を行わなければならない。
4. 業務終了後の点呼においては、「道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検（日常点検）の実施又はその確認」について報告を求め、及び確認を行わなければならない。

問 5 自動車事故に関する次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業者が自動車事故報告規則に基づき運輸支局長等に速報を要するものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業用自動車の運転者が一般道路を走行中、ハンドル操作を誤り積載されたコンテナを落下させた。
2. 事業用自動車が、交差点で信号待ちで停車していた乗用車の発見が遅れ、ブレーキをかける間もなく追突した。この事故で、当該事業用自動車の運転者が30日の医師の治療を要する傷害を負うとともに、追突された乗用車の運転者1人が死亡した。
3. 事業用自動車が高速道路を走行中、前方に渋滞により乗用車が停止していることに気づくのが遅れ、追突事故を引き起こした。この事故で、乗用車に乗車していた5人が重傷（自動車事故報告規則で定める傷害をいう。）を負い、当該高速道路の通行が2時間禁止された。
4. 消防法に規定する危険物である灯油を積載した事業用のタンク車が、運搬途中の片側1車線の一般道のカーブ路においてハンドル操作を誤り、転覆し、積み荷の灯油の一部がタンクから漏えいする単独事故を引き起こした。この事故で、当該タンク車の運転者が軽傷を負った。

問 6 一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の事業用自動車の運行等の記録に関する次の記述のうち、誤っているものを 1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。**(※法改正により一部改変)**

1. 事業者は、法令の規定により運行指示書を作成した場合には、当該運行指示書及びその写しを、運行の終了の日から 1年間保存しなければならない。
2. 事業用自動車の運転者等の業務について、道路交通法に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な事態が発生した場合にあっては、その概要及び原因を「業務の記録」に記録させ、かつ、その記録を 1年間保存すること。
3. 事業者は、特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車に係る運転者等の業務について、運行記録計による記録を行わなければならない。
4. 事業者が、貨物自動車運送事業輸送安全規則に定める「事故の記録」として記録しなければならない事故とは、死者又は負傷者を生じさせたものと定められており、物損事故については、当該記録をしなければならないものに該当しない。

問 7 次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運転者（以下「運転者」という。）が遵守しなければならない事項として正しいものを 2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。**(※法改正により一部改変)**

1. 運転者は、①乗務を開始しようとするとき、②乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面等で行うことができない乗務の途中、③乗務を終了したときは、法令に規定する点呼を受け、事業者に所定の事項について報告をすること。
2. 運転者は、踏切を通過するときは変速装置を操作しないで通過しなければならず、また、事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに列車に対し適切な防護措置をとること。
3. 運転者は、乗務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。この場合において、交替して乗務する運転者は、当該通告を受け、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な装置の機能について異常のおそれがあると認められる場合には、点検すること。
4. 運転者は、運行指示書の作成を要する運行の途中において、運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時に変更が生じた場合には、営業所の運行指示書の写しをもって、運転者が携行している運行指示書への当該変更内容の記載を省略することができる。

問 8 一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の貨物の積載等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 事業者は、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車の運行の業務に従事した場合にあっては、貨物の積載状況を当該業務を行った運転者等ごとに業務の記録をさせなければならない。
2. 事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときに偏荷重が生じないように積載するとともに、運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講じなければならないとされている。この措置を講じなければならないとされる事業用自動車は、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のものに限られる。
3. 事業者は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。
4. 国土交通大臣は、事業者が過積載による運送を行ったことにより、貨物自動車運送事業法の規定による命令又は処分をする場合において、当該命令又は処分に係る過積載による運送が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであると認められ、かつ、当該事業者に対する命令又は処分のみによっては当該過積載による運送の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対しても、当該過積載による運送の再発の防止を図るために適切な措置を執るべきことを勧告することができる。

（行政書士高橋幸也うめさと駅前事務所）

問 9 道路運送車両法の自動車の登録等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 登録自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があつた日から15日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。
2. 登録自動車の所有者は、当該自動車が滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したときは、その事由があつた日（使用済自動車の解体である場合には解体報告記録がなされたことを知った日）から15日以内に、永久抹消登録の申請をしなければならない。
3. 自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号の表示は、国土交通省令で定めるところにより、自動車登録番号標を自動車の前面及び後面の任意の位置に確実に取り付けることによって行うものとする。
4. 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

問 10 道路運送車両法の自動車の検査等についての次の記述のうち、正しいものを 2 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。**(※法改正により一部改変)**

1. 自動車運送事業の用に供する自動車は、自動車検査証を当該自動車又は当該自動車の所属する営業所に備え付けなければ、運行の用に供してはならない。
2. 自動車は、その構造が、長さ、幅及び高さ並びに車両総重量（車両重量、最大積載量及び 55 キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。）等道路運送車両法に定める事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。
3. 車両総重量 8 トン以上又は乗車定員 30 人以上の自動車の使用者は、スペアタイヤの取付状態等について、1 カ月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。
4. 自動車検査証の有効期間の起算日については、自動車検査証の有効期間が満了する日の 1 カ月前（離島に使用の本拠の位置を有する自動車を除く。）から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に係る有効期間を記録する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。

問 11 道路運送車両法に定める自動車の点検整備等に関する次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- ©運行管理者試験対策.net
(行政書士高橋幸也うめさと駅前事務所)
1. 事業用自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ **A** をすることにより、当該自動車を道路運送車両の保安基準に適合するように維持しなければならない。
 2. 事業用自動車の使用者又は当該自動車を **B** する者は、1 日 1 回、その **C** において、国土交通省令で定める技術上の基準により、自動車を点検しなければならない。
 3. 事業用自動車の使用者は、当該自動車について定期点検整備をしたときは、遅滞なく、点検整備記録簿に点検の結果、整備の概要等所定事項を記載して当該自動車に備え置き、その記載の日から **D** 間保存しなければならない。

- | | |
|------------|----------|
| A ① 検査 | ② 整備 |
| B ① 運行 | ② 管理 |
| C ① 運行の開始前 | ② 運行の終了後 |
| D ① 1 年 | ② 2 年 |

問12 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車（二輪自動車等を除く。）の空気入ゴムタイヤの接地部は滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝は、空気入ゴムタイヤの接地部の全幅にわたり滑り止めのために施されている凹部（サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。）のいずれの部分においても1.6ミリメートル以上の深さを有すること。
2. 乗用車等に備える事故自動緊急通報装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受ける事故が発生した場合において、その旨及び当該事故の概要を所定の場所に自動的かつ緊急に通報するものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
3. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が7トン以上のものの後面には、所定の後部反射器を備えるほか、反射光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合する大型後部反射器を備えなければならない。
4. 自動車に備えなければならない非常信号用具は、夜間150メートルの距離から確認できる赤色の灯光を発するものでなければならない。

3. 道路交通法関係

問13 道路交通法に定める灯火及び合図等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両の運転者が同一方向に進行しながら進路を左方又は右方に変えるときの合図を行う時期は、その行為をしようとする地点から30メートル手前の地点に達したときである。
2. 車両の運転者が左折又は右折するときの合図を行う時期は、その行為をしようとする地点（交差点においてその行為をする場合にあっては、当該交差点の手前の側端）から30メートル手前の地点に達したときである。（環状交差点における場合を除く。）
3. 車両は、トンネルの中、濃霧がかかっている場所その他の場所で、視界が高速自動車国道及び自動車専用道路においては200メートル、その他の道路においては50メートル以下であるような暗い場所を通行する場合及び当該場所に停車し、又は駐車している場合においては、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。
4. 停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。

問 14 道路交通法に定める停車及び駐車等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から 5 メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
2. 車両は、法令の規定により駐車しようとする場合には、当該車両の右側の道路上に 3 メートル（道路標識等により距離が指定されているときは、その距離）以上の余地があれば駐車してもよい。
3. 車両は、交差点の側端又は道路の曲がり角から 5 メートル以内の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。
4. 車両は、踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

問 15 道路交通法に定める自動車の法定速度に関する次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢（①～⑤）から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。（※法改正により一部変更）

1. 自動車の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない片側一車線の一般道路においては、Aである。
2. 自動車の最低速度は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、道路標識等により自動車の最低速度が指定されていない区間の高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）においては、Bである。
3. 貸切バス（乗車定員 47 名）の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）においては、Cである。
4. トラック（車両総重量 12,000 キログラム、最大積載量 8,000 キログラムであって乗車定員 3 名）の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）においては、Dである。

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 時速 40 キロメートル | ② 時速 50 キロメートル |
| ③ 時速 60 キロメートル | ④ 時速 90 キロメートル |
| ⑤ 時速 100 キロメートル | |

問 16 貨物自動車に係る道路交通法に定める乗車、積載及び過積載（車両に積載をする積載物の重量が法令による制限に係る重量を超える場合における当該積載。以下同じ。）等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 自動車の使用者は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、道路交通法第57条(乗車又は積載の制限等)第1項の規定に違反して政令で定める積載物の重量、大きさ又は積載の方法の制限を超えて積載をして運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。
2. 車両（軽車両を除く。）の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ苦しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。ただし、当該車両の出発地を管轄する警察署長による許可を受けてもっぱら貨物を運搬する構造の自動車の荷台に乗車させる場合にあっては、当該制限を超える乗車をさせて運転することができる。
3. 警察署長は、荷主が自動車の運転者に対し、過積載をして自動車を運転することを要求するという違反行為を行った場合において、当該荷主が当該違反行為を反復して行うおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該自動車の運転者に対し、当該過積載による運転をしてはならない旨を命ずることができる。
4. 積載物の長さは、自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。以下同じ。）の長さにその長さの10分の2の長さを加えたものを超えてはならず、積載の方法は、自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出してもならない。

問 17 道路交通法に定める運転者及び使用者の義務等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両等の運転者は、児童、幼児等の乗降のため、道路運送車両の保安基準に関する規定に定める非常点滅表示灯をつけて停車している通学通園バスの側方を通過するときは、徐行して安全を確認しなければならない。
2. 車両等の運転者は、高齢の歩行者でその通行に支障のあるものが通行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行を妨げないようにしなければならない。
3. 車両等に積載している物が道路に転落し、又は飛散したときは、必ず道路管理者に通報するものとし、当該道路管理者からの指示があるまでは、転落し、又は飛散した物を除去してはならない。
4. 自動車の運転者は、故障その他の理由により高速自動車国道等の本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線若しくは登坂車線（以下「本線車道等」という。）において当該自動車を運転することができなくなったときは、政令で定めるところにより、当該自動車が故障その他の理由により停止しているものであることを表示しなければならない。ただし、本線車道等に接する路肩若しくは路側帯においては、この限りでない。

4. 労働基準法関係

問 18 労働基準法（以下「法」という。）の定めに関する次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前 3 カ月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。
2. 法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、当事者間の合意がある場合を除き、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。
3. 労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金又は退職の事由（退職の事由が解雇の場合にあっては、その理由を含む。）について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。
4. 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

問 19 労働基準法（以下「法」という。）に定める労働時間及び休日等に関する次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、法定労働時間又は法定休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。
2. 使用者は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において法に定める労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。
3. 使用者は、2 週間を通じ 4 日以上の休日を与える場合を除き、労働者に対して、毎週少なくとも 2 回の休日を与えなければならない。
4. 使用者が、法の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合には、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の 2 割 5 分以上 5 割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

問 20 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「トラック運転者」という。)の拘束時間等についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。(※法改正により一部改変)

1. 使用者は、トラック運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合であって、車両内に身体を伸ばして休息できる設備があるときは、最大拘束時間を[A]まで延長するとともに、休息期間を[B]まで短縮することができる。

2. 使用者は、トラック運転者に労働基準法第35条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は[C]について[D]を超えないものとし、当該休日の労働によって改善基準告示第4条第1項に定める拘束時間及び最大拘束時間を超えないものとする。

- A ① 20時間 ② 21時間
B ① 4時間 ② 3時間
C ① 2週間 ② 4週間
D ① 1回 ② 2回

問 21 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「トラック運転者」という。)の拘束時間等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。(※法改正により一部改変)

1. 拘束時間とは、始業時間から終業時間までの時間で、休憩時間を除く労働時間の合計をいう。
2. 使用者は、トラック運転者の休息期間については、当該トラック運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。
3. 連続運転時間(1回がおおむね連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中止をすることなく連続して運転する時間をいう。)は、4時間を超えないものとする。ただし、高速道路等のサービスエリア又はパーキングエリア等に駐車又は停車できないため、やむを得ず連続運転時間が4時間を超える場合には、連続運転時間を4時間30分まで延長することができる。
4. 業務の必要上、トラック運転者に勤務の終了後継続9時間(改善基準告示第4条第1項第3号ただし書に該当する場合は継続8時間)以上の休息期間を与えることが困難な場合、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができる。この場合において、分割された休息期間は、1回当たり継続3時間以上とし、2分割又は3分割とする。また、1日において、2分割の場合は合計9時間以上、3分割の場合は合計10時間以上の休息期間を与えるなければならない。

問 22 下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の 1 週間の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める拘束時間等に関する次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。ただし、すべて 1 人乗務の場合とする。なお、解答にあたっては、下図に示された内容及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。**(※法改正により一部改変)**



注) 土曜日及び日曜日は休日とする。

※本運行は、宿泊を伴う長距離貨物運送（1 週間における運行が全て長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が、運転者の住所地以外の場所になる場合）に該当するものとする。

1. 1 日についての拘束時間が改善基準告示に定める最大拘束時間に違反する勤務がある。
2. 勤務終了後の休息期間が改善基準告示に違反するものがある。
3. 1 日についての拘束時間が 14 時間を超える 1 週間についての回数の目安は、改善基準告示に違反している。
4. 木曜日に始まる勤務の 1 日についての拘束時間は、この 1 週間の勤務の中で 1 日についての拘束時間が最も長い。

問 23 下表は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の 5 日間の運転時間の例を示したものであるが、5 日間すべての日を特定日とした 2 日を平均し 1 日当たりの運転時間が「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に違反しているものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1.

	休日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	休日
運転時間	—	10 時間	7 時間	11 時間	10 時間	8 時間	—

2.

	休日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	休日
運転時間	—	7 時間	8 時間	9 時間	10 時間	9 時間	—

3.

	休日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	休日
運転時間	—	8 時間	9 時間	10 時間	9 時間	8 時間	—

4.

	休日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	休日
運転時間	—	10 時間	9 時間	9 時間	9 時間	10 時間	—

5. 実務上の知識及び能力

問 24 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼の実施等に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。(※法改正により一部改変)

1. 運行管理者は、業務開始及び業務終了後の運転者に対し、原則、対面で点呼を実施しなければならないが、遠隔地で業務を開始又は終了する場合、車庫と営業所が離れている場合、又は運転者の出庫・帰庫が早朝・深夜であり、点呼を行う運行管理者が営業所に出勤していない場合等、運行上やむを得ず、対面での点呼が実施できないときには、電話、その他の方法で行っている。
2. 3 日間にわたる事業用トラックの運行で、2 日目は業務前及び業務後の点呼を対面で行うことができない業務のため、携帯電話による業務前及び業務後の点呼を実施するほか、携帯電話による中間点呼を 1 回実施した。
3. 同一の事業者内の輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、A 営業所と B 営業所間で実施する I T 点呼については、1 営業日のうち連続する 18 時間以内としている。
4. 業務前の点呼においてアルコール検知器を使用するのは、身体に保有している酒気帯びの有無を確認するためのものであり、道路交通法施行令で定める呼気中のアルコール濃度 1 リットル当たり 0.15 ミリグラム以上であるか否かを判定するためのものではない。

問 25 一般貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導・監督に関する次の記述のうち、適切なものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車が追越しをするときは、前の自動車の走行速度に応じた追越し距離、追越し時間が必要になるため、前の自動車と追越しをする自動車の速度差が大きい場合には追越しに長い時間と距離が必要になることから、無理な追越しをしないよう指導した。
2. ある運転者が、昨年今年と連續で追突事故を起こしたので、運行管理者は、ドライブレコーダーの映像等をもとに事故の原因を究明するため、専門的な知識及び技術を有する外部機関に事故分析を依頼し、その結果に基づき指導した。
3. 1人ひとりの運転者が行う日常点検や運転行動、または固縛作業は、慣れとともに、各動作を漫然と行ってしまうことがある。その行動や作業を確実に実施するために、「指差呼称」や「安全呼称」を習慣化することで事故防止に有効であるという意識を根付かせるよう指導した。
4. 平成30年中に発生した事業用トラックによる人身事故のうち、追突事故が最も多く全体の約5割を占めており、このうち昼間の時間での追突事故が多く発生している。追突事故を防止するために、適正な車間距離の確保や前方不注意の危険性等に関し指導した。

©運行管理者試験対策 net
問 26 事業用自動車の運転者の健康管理に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、深夜業（22時～5時）を含む業務に常時従事する運転者に対し、法令に定める定期健康診断を6ヵ月以内ごとに1回、必ず、定期的に受診させるようにしている。
2. 一部の運転者から、事業者が指定する医師による定期健康診断ではなく他の医師による当該健康診断に相当する健康診断を受診し、その結果を証明する書面を提出したい旨の申し出があったが、事業者はこの申し出を認めなかった。
3. 事業者は、脳血管疾患の予防のため、運転者の健康状態や疾患につながる生活習慣の適切な把握・管理に努めるとともに、法令により義務づけられている定期健康診断において脳血管疾患を容易に発見することができることから、運転者に確実に受診させている。
4. 事業者は、運転者が軽症度の睡眠時無呼吸症候群（S A S）と診断された場合は、残業を控えるなど業務上での負荷の軽減や、睡眠時間を多く取る、過度な飲酒を控えるなどの生活習慣の改善によって、業務が可能な場合があるので、医師と相談して慎重に対応している。

問 27 交通事故防止対策に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 交通事故は、そのほとんどが運転者等のヒューマンエラーにより発生するものである。したがって、事故惹起運転者の社内処分及び再教育に特化した対策を講ずることが、交通事故の再発を未然に防止するには最も有効である。そのためには、発生した事故の要因の調査・分析を行うことなく、事故惹起運転者及び運行管理者に対する特別講習を確実に受講させる等、ヒューマンエラーの再発防止を中心とした対策に努めるべきである。
2. ドライブレコーダーは、事故時の映像だけでなく、運転者のブレーキ操作やハンドル操作などの運転状況を記録し、解析することにより運転のクセ等を読み取ることができるものがあり、運行管理者が行う運転者の安全運転の指導に活用されている。
3. いわゆる「ヒヤリ・ハット」とは、運転者が運転中に他の自動車等と衝突又は接触するおそれなどがあったと認識した状態をいい、1件の重大な事故（死亡・重傷事故等）が発生する背景には多くのヒヤリ・ハットがあるとされており、このヒヤリ・ハットを調査し減少させていくことは、交通事故防止対策に有効な手段となっている。
4. 適性診断は、運転者の運転能力、運転態度及び性格等を客観的に把握し、運転の適性を判定することにより、運転に適さない者を運転者として選任しないようするためのものであり、ヒューマンエラーによる交通事故の発生を未然に防止するための有効な手段となっている。

問 28 自動車の運転の際に車に働く自然の力等に関する次の文中、A、B、Cに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 同一速度で走行する場合、カーブの半径が ほど遠心力は大きくなる。
 2. まがり角やカーブでハンドルを切った場合、自動車の速度が2倍になると遠心力は になる。
 3. 自動車が衝突するときの衝撃力は、車両総重量が2倍になると になる。
- A ① 小さい ② 大きい
B ① 2倍 ② 4倍
C ① 2倍 ② 4倍

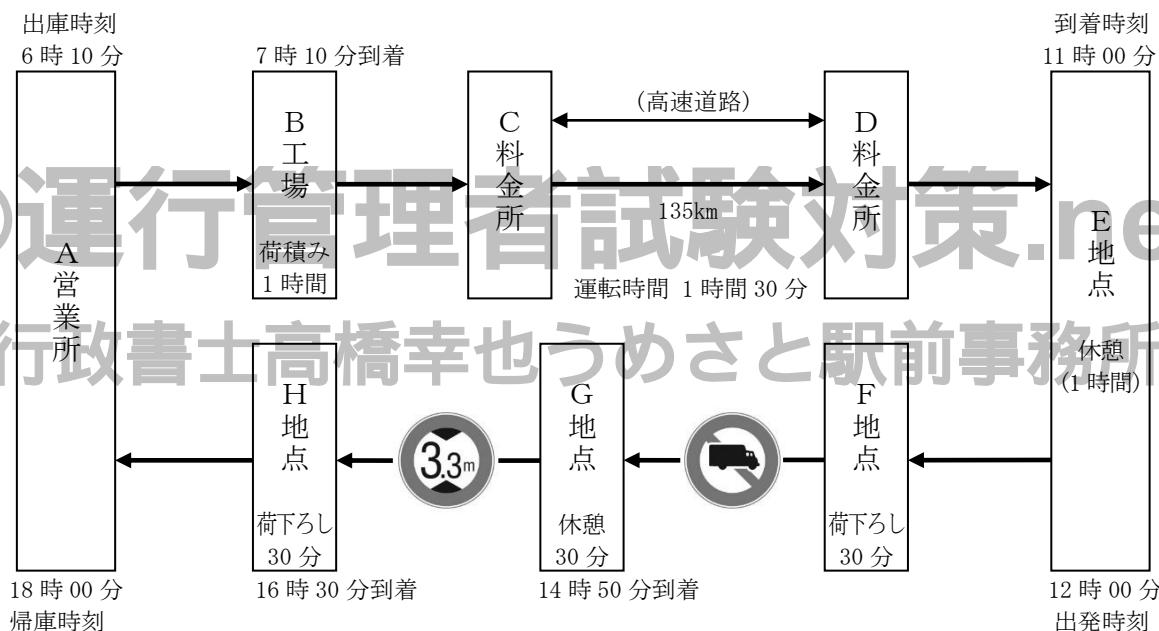
問 29 荷主から下の運送依頼を受けて、A営業所の運行管理者が次のとおり運行の計画を立てた。この計画に関するア～イについて解答しなさい。なお、解答にあたっては、〈運行の計画〉及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。
(※法改正により一部改変)

<荷主からの運送依頼>

B工場で重量が3,000キログラムの電化製品を積み、各拠点(F地点、H地点)の配送先まで運送する。

<運行の計画>

- 次の運行経路図に示された経路に従い運行する。
- 道路標識等により最高速度が指定されていない高速自動車国道(高速自動車国道法に規定する道路。以下「高速道路」という。)のC料金所とD料金所間(走行距離135キロメートル)を、運転の中断をすることなく1時間30分で走行する。
- F地点とG地点間の道路にはが、G地点とH地点間の道路にはの道路標識が設置されているので、これらを勘案して通行可能な事業用自動車を配置する。(道路標識は、「文字及び記号を青色、斜めの帯及び枠を赤色、縁及び地を白色とする。」)



ア 当該運行に適した車両として、次の1～3の事業用自動車の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

事業用自動車	乗車定員(人)	車両重量(kg)	最大積載量(kg)	車両総重量(kg)	自動車の大きさ(m)		
					長さ	幅	高さ
1	2	8,600	11,200	19,910	11.99	2.49	3.14
2	2	4,270	6,300	10,680	8.18	2.45	3.07
3	2	3,760	3,500	7,370	7.16	2.43	3.00

イ 高速道路のC料金所とD料金所間の運転時間を1時間30分としたことについて、次の1～2の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 適切
2. 不適切

問 30 貨物自動車運送事業者の運行管理者は複数の荷主からの運送依頼を受けて、以下のとおり4日にわたる運行計画を立てた。この運行に関する、次の1~3の運行管理者の判断について、正しいものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、<4日にわたる運行計画>及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。**(※法改正により一部改変)**

<4日にわたる運行計画>

前日 当該運行の前日は、この運行を担当する運転者は、休日とする。

		始業時刻 出庫時刻 5時00分 5時30分								到着時刻 終業時刻 21時45分 22時00分			
1日目	業務前点呼等 30分	運転	荷積み	運転	フェリー乗船 4時間		運転	休憩	運転	荷下ろし	運転	業務後点呼等 宿泊所 15分	
		30分	1時間	1時間	3時間		3時間	30分	2時間	45分	1時間		
2日目	業務前点呼等 30分	運転	休憩	運転	荷積み	運転	中間点呼 30分	休憩	荷下ろし	運転	業務後点呼等 宿泊所 15分	到着時刻 終業時刻 17時15分 17時30分	
		30分	2時間	30分	2時間	25分	2時間30分	30分	1時間	50分	3時間		
												到着時刻 終業時刻 17時45分 18時00分	
3日目	業務前点呼等 30分	運転	休憩	運転	荷積み	運転	中間点呼 30分	休憩	荷下ろし	運転	業務後点呼等 宿泊所 15分		
		30分	2時間	30分	2時間	25分	2時間30分	30分	1時間	50分	3時間		
												到着時刻 終業時刻 19時15分 19時30分	
4日目	業務前点呼等 30分	運転	荷積み	運転	休憩	運転	休憩	運転	荷下ろし	運転	業務後点呼等 宿泊所 15分		
		30分	1時間	1時間	3時間	1時間	2時間	30分	2時間	45分	1時間		

翌日 当該運行の翌日は、この運行を担当する運転者は、休日とする。

(注)「高速自動車国道のサービスエリア等に駐車又は停車できないため、やむを得ず連続運転時間を延長できる場合」には該当しないものとする。

※本運行は、宿泊を伴う長距離貨物運送（1週間における運行が全て長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が、運転者の住所地以外の場所になる場合）には該当しないものとする。

- 1人乗務とした場合、1日についての最大拘束時間及び休息期間が「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という。）に違反すると判断して、当該運行には交替運転者を配置する。
- 1人乗務とした場合、すべての日を特定の日とした場合の2日を平均して1日当たりの運転時間が改善基準告示に違反すると判断して、当該運行には交替運転者を配置する。
- 1人乗務とした場合、連続運転時間が改善基準告示に違反すると判断して、当該運行には交替運転者を配置する。

令和2年度第2回試験（令和3年3月実施）筆記試験 解答・解説

問1	問2	問3		問4	問5	問6
1,4	4	A2 B2 C2 D1		1,2	3,4	4
問7	問8	問9	問10	問11		問12
1,2	2	3	2,4	A2 B1 C1 D1	4	
問13	問14	問15		問16	問17	問18
1	3,4	A3 B2 C5 D4	3		1,2	2
問19	問20		問21	問22	問23	
3	A1 B1 C1 D1	2,3		4	2,3	
問24		問25	問26		問27	
適2,4 不適1,3		2,3,4	適1,4	不適2,3	適2,3	不適1,4
A1 B2 C1	ア3 イ1	2,3				

直近5回分の過去問については、専用Webサイト(<https://www.unkan-net.com/>)で販売している【運行管理者試験合格必勝セット】に含まれる過去問題集と同一内容のものとなりますので、印刷はご遠慮ください。（※禁止設定をしております）

有料商品をサービス公開しているものですので、何卒ご理解ください。



●凡例

1. 貨物自動車運送事業法

事業法……………貨物自動車運送事業法
 事業法施行規則……………貨物自動車運送事業法施行規則
 安全規則……………貨物自動車運送事業輸送安全規則
 事故報告規則……………自動車事故報告規則
 指導監督の指針……………貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針

2. 道路運送車両法

車両法……………道路運送車両法
 車両法施行規則……………道路運送車両法施行規則
 保安基準……………道路運送車両の保安基準
 細目告示……………道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
 点検基準……………自動車点検基準

3. 道路交通法

道交法……………道路交通法
 道交法施行令……………道路交通法施行令
 道交法施行規則……………道路交通法施行規則

4. 労働基準法

労基法……………労働基準法
 安衛法……………労働安全衛生法
 衛生規則……………労働安全衛生規則
 改善基準……………自動車運転者の労働時間等の改善のための基準
 特例通達……………一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について

5. 実務上の知識及び能力

安全規則解釈運用……………貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

問 1 正解 1, 4

1. 正しい。(事業法 9 条 3 項、事業法施行規則 7 条 1 項 1 号)
2. 誤り。「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数」の事業計画の変更については、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない（事業法 9 条 3 項、事業法施行規則 6 条 1 項 1 号）。
3. 誤り。「自動車車庫の位置及び収容能力」の事業計画の変更については、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ（事業法 9 条 1 項）。
4. 正しい。（事業法 11 条）

問 2 正解 4

1. 正しい。（安全規則 20 条 1 項 8 号）
2. 正しい。（安全規則 20 条 1 項 12 号）
3. 正しい。（安全規則 20 条 1 項 14 号）
4. 誤り。「運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させること」は事業者の義務であり（安全規則 3 条 4 項）、運行管理者の業務ではない。運行管理者の業務は、「事業者により定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること」である（同規則 20 条 1 項 3 号）。

問 3 正解 A2 B2 C2 D1 (安全規則 3 条 1 項、2 項、3 項、6 項、7 項)

1. 一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者又は特定自動運行保安員を常時選任しておかなければならず、この場合、選任する運転者及び特定自動運行保安員は、日々雇い入れられる者、(A=2ヵ月)以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14 日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であってはならない。
2. 貨物自動車運送事業者は、乗務員等が有効に利用することができるよう、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員等に睡眠を与える必要がある場合にあっては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を、(B=適切に管理し、及び保守)しなければならない。
3. 貨物自動車運送事業者は、乗務員等の(C=健康状態の把握)に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。
4. 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、(D=疲労等)により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置しておかなければならない。

問 4 正解 1, 2

1. 正しい。（安全規則 7 条 1 項、2 項）
2. 正しい。（安全規則 7 条 4 項）
3. 誤り。業務前及び業務後の点呼のいずれも対面等で行うことができない業務を行う運転者に対しては、業務前及び業務後の点呼の他に、当該業務途中において少なくとも 1 回所定の方法により中間点呼を行わなければならないが（安全規則 7 条 3 項）、この場合における「業務前及び業務後の点呼」とは、同一業務において行う点呼を意味する。
したがって、本肢の 2 日目の業務の場合、業務前点呼は対面等で行うことができないが、業務後点呼については対面で行うとされているので、必ずしも中間点呼を行う必要はない。
4. 誤り。「道路運送車両法の規定による日常点検の実施又はその確認」については、

業務前点呼において報告を求め、及び確認を行わなければならない事項であり、業務後点呼では不要である（安全規則 7 条 1 項 3 号、2 項）。

問 5 正解 3, 4

1. **速報を要しない。**本事故は「自動車に積載されたコンテナが落下したもの」に該当するので事故の「報告」は要するが（事故報告規則 2 条 6 号）、速報までは要しない。
2. **速報を要しない。**2 人以上の死者を生じた場合には事故の速報を要するが（事故報告規則 4 条 1 項 2 号イ）、本肢の場合、死者が 1 名なので速報は不要である。なお、人数にかかわらず、死者が生じた事故には該当するので、事故の「報告」は必要である（事故報告規則 2 条 3 号）。
3. **速報を要する。**本事故は「5 人以上の重傷者を生じたもの」に該当するので事故の速報を要する（事故報告規則 4 条 1 項 2 号ロ）。
4. **速報を要する。**本事故は「自動車の衝突事故により、積載された危険物の一部が漏えいしたもの」に該当するので事故の速報を要する（事故報告規則 4 条 1 項 4 号）。

問 6 正解 4

1. **正しい。**（安全規則 9 条の 3 第 4 項）
2. **正しい。**（安全規則 8 条 1 項 7 号）
3. **正しい。**（安全規則 9 条 3 号）
4. **誤り。**「事故の記録」として記録しなければならない事故とは、車両等の交通による人の死傷や物の損壊があったもの（死傷事故、物損事故）又は自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故をいう（安全規則 8 条 1 項 7 号）。したがって、物損事故も「事故の記録」として記録しなければならないものに該当する。

©運行管理者試験対策.net
(行政書士試験対策・司法書士試験対策)

問 7 正解 1, 2

1. **正しい。**（安全規則 17 条 3 号）
2. **正しい。**（安全規則 17 条 8 号、16 条 4 号）
3. **誤り。**他の運転者と交替して乗務を開始しようとするときは、事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な装置の機能について点検しなければならない（安全規則 17 条 5 号）。「異常のおそれがあると認められる場合」に限られるわけではない。
4. **誤り。**運転者は、運行指示書の作成を要する運行の途中において、「運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時」に変更が生じた場合には、携行している運行指示書に当該変更の内容を記載しなければならない（安全規則 17 条 7 号）。

問 8 正解 2

1. **正しい。**（安全規則 8 条 1 項 6 号イ）
2. **誤り。**事業用自動車に貨物を積載するときは、偏荷重が生じないように積載し、運搬中に荷崩れ等により落下することを防止するため、必要な措置を講じなければならない（安全規則 5 条）。これはすべての事業用自動車が対象であり、「車両総重量が 8 トン以上又は最大積載量が 5 トン以上のもの」に限られるわけではない。
3. **正しい。**（安全規則 9 条の 4）
4. **正しい。**（事業法 64 条 1 項）

問 9 正解 3

1. **正しい。**（車両法 13 条 1 項）
2. **正しい。**（車両法 15 条 1 項 1 号）
3. **誤り。**自動車登録番号標は、自動車の前面及び後面の見やすい位置に取り付ける（車両法施行規則 8 条の 2、自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示 2 条）。「任意の位置」ではない。
4. **正しい。**（車両法 11 条 5 項）

問10 正解2,4

1. 誤り。自動車検査証は当該自動車に備え付けるのであって（車両法 66 条 1 項）、営業所ではない。自動車運送事業の用に供する自動車の場合でも同様である。
2. 正しい。（車両法 40 条）
3. 誤り。車両総重量 8 トン以上又は乗車定員 30 人以上の自動車の使用者は、スペアタイヤの取付状態等について、3カ月ごとに自動車を点検しなければならない（車両法 48 条 1 項 1 号、自動車点検基準 2 条 別表第 3）。
4. 正しい。（車両法施行規則 44 条 1 項）

問11 正解 A2 B1 C1 D1

（車両法 47 条、47 条の 2 第 2 項、49 条 1 項、自動車点検基準 4 条 2 項）

1. 事業用自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ（A=整備）することにより、当該自動車を道路運送車両の保安基準に適合するように維持しなければならない。
2. 事業用自動車の使用者又は当該自動車を（B=運行）する者は、1 日 1 回、その（C=運行の開始前）において、国土交通省令で定める技術上の基準により、自動車を点検しなければならない。
3. 事業用自動車の使用者は、当該自動車について定期点検整備をしたときは、遅滞なく、点検整備記録簿に点検の結果、整備の概要等所定事項を記載して当該自動車に備え置き、その記載の日から（D=1年）間保存しなければならない。

問12 正解 4

1. 正しい。（細目告示 167 条 4 項 2 号）
2. 正しい。（保安基準 43 条の 8）
3. 正しい。（保安基準 38 条の 2 第 1 項）
4. 誤り。非常信号用具は、夜間 200 メートル の距離から確認できる赤色の灯光を発するものでなければならない（細目告示 220 条 1 項 1 号）。

問13 正解 1

1. 誤り。同一方向に進行しながら進路を左方又は右方に変えるとき（進路変更）の合図を行う時期は、その行為をしようとする時の 3 秒前のときである（道交法施行令 21 条 1 項）。
2. 正しい。（道交法施行令 21 条 1 項）
3. 正しい。（道交法 52 条 1 項、道交法施行令 19 条）
4. 正しい。（道交法 31 条の 2）

問14 正解 3,4

1. 誤り。駐車が禁止されているのは、人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から 3 メートル 以内の道路の部分である（道交法 45 条 1 項 1 号）。
2. 誤り。車両は、法令の規定により駐車する場合に、当該車両の右側の道路上に 3.5 メートル（道路標識等により距離が指定されているときは、その距離）以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない（道交法 45 条 2 項）。
3. 正しい。（道交法 44 条 1 項 2 号）
4. 正しい。（道交法 44 条 1 項 6 号）

問15 正解 A3 B2 C5 D4

（道交法施行令 11 条、27 条の 3、27 条 1 項 1 号イ、同項 2 号）

1. 自動車の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない片側一車線の一般道路においては、（A=時速 60 キロメートル）である。

2. 自動車の最低速度は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、道路標識等により自動車の最低速度が指定されていない区間の高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）においては、**（B=時速 50 キロメートル）**である。
3. 貸切バス（乗車定員 47 名）の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）においては、**（C=時速 100 キロメートル）**である。
4. トラック（車両総重量 12,000 キログラム、最大積載量 8,000 キログラムであって乗車定員 3 名）の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）においては、**（D=時速 90 キロメートル）**である。

問 16 正解 3

1. 正しい。（道交法 75 条 1 項 6 号）
2. 正しい。（道交法 57 条 1 項）
3. 誤り。荷主が自動車の運転者に対して、過積載運転を要求するという違反行為をした場合、警察署長は、違反行為をした荷主に対し、当該違反行為をしてはならない旨を命ずることができる（道交法 58 条の 5 第 2 項）。「自動車の運転者に対し、当該過積載による運転をしてはならない旨を命ずることができる」わけではない。
4. 正しい。なお、積載物の長さは、従来は、自動車の長さにその長さの「10 分の 1」の長さを加えたものを超えてはならなかつたが、令和 4 年 5 月の法改正により、本記述のように「10 分の 2」に変更された（道交法施行令 22 条 3 号イ、4 号イ）。

問 17 正解 1, 2

1. 正しい。（道交法 71 条 2 号の 3）
2. 正しい。（道交法 71 条 2 号の 2）
3. 誤り。車両等に積載している物が道路に転落又は飛散したときは、速やかに転落又は飛散した物を除去する等道路における危険を防止するため必要な措置を講じなければならない（道交法 71 条 4 号の 2）。
4. 誤り。故障その他の理由により高速自動車国道等の本線車道等又はこれらに接する路肩若しくは路側帯において当該自動車を運転することができなくなったときは、当該自動車が故障その他の理由により停止しているものであることを表示しなければならない（道交法 75 条の 11 第 1 項）。

問 18 正解 2

1. 正しい。（労基法 12 条 1 項）
2. 誤り。労働基準法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならない（労基法 1 条 2 項）。
「労働基準法上の基準を理由とする労働条件の低下」は当事者間の合意があったとしても許されない。したがって、「当事者間の合意がある場合を除き」というのは誤り。
3. 正しい。（労基法 22 条 1 項）
4. 正しい。（労基法 3 条）

問 19 正解 3

1. 正しい。（労基法 36 条 1 項）
2. 正しい。（労基法 33 条 1 項）
3. 誤り。使用者は、4週間を通じ 4 日以上の休日を与える場合を除き、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない（労基法 35 条 1 項、2 項）。
4. 正しい。（労基法 37 条 1 項）

問 20 正解 A1 B1 C1 D1 (改善基準4条4項2号、5項)

1. トラック運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合であって、車両内に身体を伸ばして休息できる設備があるときは、最大拘束時間を(A=20時間)まで延長するとともに、休息期間を(B=4時間)まで短縮することができる。
2. トラック運転者に労働基準法第35条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は(C=2週間)について(D=1回)を超えないものとし、当該休日の労働によって改善基準告示第4条第1項に定める拘束時間及び最大拘束時間を超えないものとする。

問 21 正解 2,3

1. 誤り。拘束時間とは、始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間の合計時間をいう。
2. 正しい。(改善基準4条2項)
3. 正しい。(改善基準4条1項7号)
4. 誤り。後半の記述が誤り。休息期間を分割して与える場合、1日において、2分割の場合は合計10時間以上、3分割の場合は合計12時間以上の休息期間を与えるなければならない(改善基準4条4項1号)。その他の記述は正しい。

問 22 正解 4

宿泊を伴う長距離貨物運送に該当する場合、最大拘束時間を週2回まで16時間に延長でき、休息期間を週2回まで8時間に短縮することができる(改善基準4条1項3号、5号)。

また、1日の拘束時間が14時間を超える回数の目安は、1週間にについて2回までとされている。

なお、1日の拘束時間は、「始業時刻から起算して24時間のなかで拘束されていた時間」をいう。

各日の拘束時間・休息期間は以下のようになる。

<拘束時間>

- ・月曜日：始業7時～終業21時+火曜日の5時～7時=16時間 (※肢3)
(※月曜日の拘束時間は「月曜日の7時～火曜日の7時の24時間の中で拘束されていた時間」なので、「火曜日の5時～7時」は、月曜日の拘束時間にも含まれる)
- ・火曜日：始業5時～終業19時=14時間
- ・水曜日：始業8時～終業22時+木曜日の5時～8時=17時間 (※肢1,肢3,肢4)
(※水曜日の拘束時間は「水曜日の8時～木曜日の8時の24時間の中で拘束されていた時間」なので、「木曜日の5時～8時」は、水曜日の拘束時間にも含まれる)
- ・木曜日：始業5時～終業21時=16時間 (※肢3)
- ・金曜日：始業7時～終業20時=13時間

<休息期間>

- ・月曜日：終業21時～火曜の始業5時=8時間
- ・火曜日：終業19時～水曜の始業8時=13時間
- ・水曜日：終業22時～木曜の始業5時=7時間 (※肢2)
- ・木曜日：終業21時～金曜の始業7時=10時間

以上を踏まえ、以下のように正誤判断する。

1. 正しい。水曜日の拘束時間が16時間を超えているので、1日についての拘束時間が改善基準に定める最大拘束時間に違反する勤務がある。
2. 正しい。水曜日の休息期間が8時間未満なので、勤務終了後の休息期間が改善基準に違反するものがある。
3. 正しい。拘束時間が14時間を超える回数が2回を超えている(=月曜日、水曜日、

木曜日の3回ある)ので、1日についての拘束時間が14時間を超える1週間についての回数の目安は、改善基準に違反している。

4. 誤り。この1週間の勤務の中で拘束時間が最も長いのは水曜日である。

問23 正解2,3

1日の運転時間については、2日を平均し1日当たり9時間を超えてはならない(改善基準4条1項6号)。

1日の運転時間の計算に当たっては、特定の日を起算日として前後2日ごとに区切り、その2日間の平均を算出し、「特定日の前日と特定日の運転時間の平均」と「特定日と特定日の翌日の運転時間の平均」が、ともに9時間を超えている場合は改善基準に違反していることになる。(※「どちらも9時間を超えていない場合」や「どちらか一方だけが9時間を超えている場合」は違反にはならない!)

以上を踏まえ、以下のように正誤判断する。

1. 違反していない。5日間いずれの日を特定日とした場合でも「特定日の前日と特定日の運転時間の平均」と「特定日と特定日の翌日の運転時間の平均」がどちらも9時間を超えている日はない。
2. 違反している。4日目を特定日とした場合、「特定日の前日(3日)と特定日(4日)の運転時間の平均」が $(9\text{時間}+10\text{時間}) \div 2 = 9.5\text{時間}$ 、「特定日(4日)と特定日の翌日(5日)の運転時間の平均」が $(10\text{時間}+9\text{時間}) \div 2 = 9.5\text{時間}$ であり、どちらも9時間を超えているため、改善基準に違反している。
3. 違反している。3日目を特定日とした場合、「特定日の前日(2日)と特定日(3日)の運転時間の平均」が $(9\text{時間}+10\text{時間}) \div 2 = 9.5\text{時間}$ 、「特定日(3日)と特定日の翌日(4日)の運転時間の平均」が $(10\text{時間}+9\text{時間}) \div 2 = 9.5\text{時間}$ であり、どちらも9時間を超えているため、改善基準に違反している。
4. 違反していない。5日間いずれの日を特定日とした場合でも「特定日の前日と特定日の運転時間の平均」と「特定日と特定日の翌日の運転時間の平均」がどちらも9時間を超えている日はない。

問24 正解 適2,4 不適1,3

1. 適切でない。業務前点呼及び業務後点呼は、原則、対面で行わなければならないが、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法により行うことができる。

ただし、電話その他の方法で点呼を行うことができる「運行上やむを得ない場合」とは、「遠隔地で業務を開始又は終了するため、運転者の所属営業所で対面点呼が実施できない場合」等をいう。

「車庫と営業所が離れている場合」や「早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合」は「運行上やむを得ない場合」には該当しないので、電話その他の方法による点呼を行なうことはできない(安全規則解釈運用7条1.(1))。

2. 適切。中間点呼について適切な記述である。業務前及び業務後の点呼のいずれも対面等で行うことができない業務を行う運転者に対しては、業務前及び業務後の点呼の他に、当該業務途中において少なくとも1回所定の方法により中間点呼を行わなければならない(安全規則7条3項)。

3. 適切でない。本肢のような、異なる営業所間でのIT点呼の実施は、1営業日のうち連続する16時間以内としなければならない(安全規則解釈運用7条1.(5))。

4. 適切。酒気帯びの有無の確認について適切な記述である。酒気帯びの有無の判定は、道路交通法で定める呼気中のアルコール濃度1リットル当たり0.15ミリグラム以上であるか否かを問わないとされている(安全規則解釈運用7条1.(13))。つまり、アルコール検知器による酒気帯びの有無の判定は、「アルコールが検知されるか否か」によって行うということである。

問 25 正解 2, 3, 4

1. 適切でない。後半の記述が適切でない。前の自動車と追越しをする自動車の速度差が小さい場合には追越しに長い時間と距離が必要になる。
2. 適切。運転者に対する指導について適切な記述である。
3. 適切。運転者に対する指導について適切な記述である。
4. 適切。平成 30 年中に発生した事業用トラックによる人身事故の発生状況について適切な記述である。「追突事故」が最も多く全体の 51.5%を占めており、このうち、8 時～13 時までの昼間の時間帯に多く発生している。

問 26 正解 適 1, 4 不適 2, 3

1. 適切。定期健康診断について適切な記述である。深夜業を含む業務に常時従事する者に対しては、当該業務への配置換えの際及び「6 カ月以内ごと」に定期健康診断を受診させなければならない（衛生規則 45 条 1 項）。
2. 適切でない。労働者は、原則として、事業者の指定した医師による定期健康診断を受けなければならないが、運転者が自ら受けた健康診断であっても、法令で必要な健康診断の項目を充足している場合は、定期健康診断として代用することができ、この場合、その結果を証明する書面を事業者に提出すればよいとされている（安衛法 66 条 5 項）。したがって、本肢の事業者の対応は適切でない。
3. 適切でない。脳血管疾患（脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血など）は、MR I 検査や CT 検査などで早期に発見することが可能だが、健康診断では脳そのものの疾患を診る項目は設定されていないため、定期健康診断で発見することは容易ではない。
4. 適切。睡眠時無呼吸症候群（S A S）について適切な記述である。本肢の場合、軽症度と診断されているので、生活習慣の改善による対応が可能だと考えられる。

問 27 正解 適 2, 3 不適 1, 4

1. 適切でない。たしかに運転者の運転操作ミスや交通違反等のヒューマンエラー（人的要因）により発生している交通事故が多いが、事故防止を着実に推進するためには、事故の調査や事故原因の分析が重要かつ有効である。したがって、「発生した事故の要因の調査・分析を行うことなく、事故惹起運転者や運行管理者に特別講習を確実に受講させることを中心とした対策に努めること」は適切ではない。
2. 適切。ドライブレコーダーについて適切な記述である。
3. 適切。ヒヤリ・ハットについて適切な記述である。
4. 適切でない。適性診断は、運転者の運転行動や運転態度が安全運転にとって好ましい方向へ変化するように動機付けを行うことにより、運転者自身の安全意識を向上させるためのものであり、運転に適さない者を運転者として選任しないようにするためのものではない。

問 28 正解 A1 B2 C1

1. 同一速度で走行する場合、カーブの半径が(A=小さい)ほど遠心力は大きくなる。
2. まがり角やカーブでハンドルを切った場合、自動車の速度が 2 倍になると遠心力は(B=4 倍)になる。
3. 自動車が衝突するときの衝撃力は、車両総重量が 2 倍になると(C=2 倍)になる。

問 29 正解 ア 3 イ 1

ア 当該運行に適した車両について

F 地点と G 地点間の道路に設置されている道路標識は「車両総重量 8 トン (8,000kg) 以上又は最大積載量 5 トン (5,000kg) 以上の貨物自動車等の通行禁止」を意味する「大型貨物自動車等通行止め」の道路標識であり、G 地点と H 地点間の道路に設置されている道路標識は「標示板に表示されている高さを超える高さ（積載物の高さを含む）

の車両の通行禁止」を意味する「高さ制限」の道路標識である。

つまり、「車両総重量が 8 トン以上」、「最大積載量が 5 トン以上」、「高さが 3.3m を超えている」のいずれかに該当する事業用自動車は本運行には適さないことになる。

以上を踏まえ、以下のように判断する。

事業用自動車 1	<u>車両総重量が 8 トン以上 (19,910 kg)</u> であり、 <u>最大積載量も 5 トン以上 (11,200 kg)</u> なので、 <u>本運行には適さない</u> 。
事業用自動車 2	<u>車両総重量が 8 トン以上 (10,680 kg)</u> であり、 <u>最大積載量も 5 トン以上 (6,300 kg)</u> なので、 <u>本運行には適さない</u> 。
事業用自動車 3	車両総重量、最大積載量、自動車の高さ、いずれも問題ないので、本運行に適している。

したがって、この運行に適した車両は、事業用自動車 3 である。

イ 高速道路の C 料金所と D 料金所間の運転時間を 1 時間 30 分としたことについて

「C 料金所～D 料金所間（135km）を設定された運転時間（1 時間 30 分）内で走行できるか」を考えるが、「車両総重量が 8 トン未満で、かつ、最大積載量が 5 トン未満の貨物自動車」が高速道路の本線車道を走行する際の最高速度は時速 100km とされており、本運行で使用する事業用自動車 3（※設問アの解答より）も該当する。

以上を踏まえ、以下①～③のいずれの解法で正誤判断してもよい。

解法①（※走行距離から正誤判断する）

時速 100km で 1 時間 30 分（1.5 時間）走行した場合、 $100\text{km}/\text{h} \times 1.5 \text{ 時間} = 150\text{km}$ なので、設定時間で 150km の距離を走行することができる。

解法②（※運転時間から正誤判断する）

135km の距離を時速 100km で走行する場合、 $135\text{km} \div 100\text{km}/\text{h} = 1.35 \text{ 時間}$ 、これを「分」に変換すると $1.35 \text{ 時間} \times 60 \text{ 分} = 81 \text{ 分 (1 時間 21 分)}$ なので、運転時間が 1 時間 21 分以上に設定されていれば設定時間内に走行可能である。

解法③（※平均速度(時速)から正誤判断する）

135km の距離を 1 時間 30 分で走行する場合、 $135\text{km} \div 1.5 \text{ 時間} = 90\text{km}/\text{h}$ なので、時速 90km 以上で走行することができれば設定時間内に走行可能である。

したがって、運転時間を 1 時間 30 分と設定したことは適切である。

問 30 正解 2, 3

1. 誤り。(1 日についての最大拘束時間及び休息期間は改善基準に違反していない)

宿泊を伴う長距離貨物運送に該当しない場合、1 日の最大拘束時間は 15 時間を超えてはならず、勤務終了後の休息期間は 9 時間を下回ってはならない（改善基準 4 条 1 項 3 号、5 号）。

各日の拘束時間・休息期間は以下のようになる。

なお、フェリー乗船時間は「休息期間」として取り扱われるため、1 日目のフェリー乗船時間は拘束時間には含まれず（=拘束時間から差し引く）、また、この休息期間とされた時間は、勤務終了後の休息期間から減ずることができる（同条 4 項 4 号）。

<拘束時間>

- 1 日目：始業 5 時～終業 22 時 + 2 日目の 4 時～5 時 = 18 時間 - フェリー乗船時間 4 時間 = 14 時間

（※1 日目の拘束時間は「1 日目の 5 時～2 日目の 5 時の 24 時間の中で拘束されていた時間」なので、「2 日目の 4 時～5 時」は、1 日日の拘束時間にも含まれる）

- 2 日目：始業 4 時～終業 17 時 30 分 = 13 時間 30 分
- 3 日目：始業 4 時 30 分～終業 18 時 = 13 時間 30 分

- ・4日目：始業6時30分～終業19時30分=13時間

<休息期間>

- ・1日目：終業22時～2日目の始業4時=6時間(※)

(※)勤務終了後の休息期間は、原則として9時間を下回ってはならないが、フェリー乗船時間が休息期間として扱われ、勤務終了後の休息期間から減ずることができるので、9時間-4時間=5時間で「5時間以上の休息期間」を与えていれば違反にはならない。

- ・2日目：終業17時30分～3日目の始業4時30分=11時間

- ・3日目：終業18時～4日目の始業6時30分=12時間30分

以上により、いずれの日についても、1日についての最大拘束時間及び休息期間は改善基準に違反していない。

2. 正しい。(2日目を特定の日とした場合及び3日目を特定の日とした場合の2日を平均して1日当たりの運転時間が改善基準に違反している)

問23の解説にもあるように、1日の運転時間は2日を平均し1日当たり9時間を超えてはならない。

各日の運転時間の合計は、1日目が10時間、2日目が9時間30分、3日目が9時間30分、4日目が9時間なので、違反の有無は以下のように判断する。

1日目を特定日とした場合、特定日の前日が休日のため、「特定日の前日と特定日の運転時間の平均」は9時間を超えないで、改善基準に違反していない。

2日目を特定日とした場合、「特定日の前日(1日目)と特定日(2日目)の運転時間の平均」が $(10\text{時間}+9\text{時間}30\text{分})\div2=9\text{時間}45\text{分}$ 、「特定日(2日目)と特定日の翌日(3日目)の運転時間の平均」が $(9\text{時間}30\text{分}+9\text{時間}30\text{分})\div2=9\text{時間}30\text{分}$ であり、「特定日の前日と特定日の運転時間の平均」と「特定日と特定日の翌日の運転時間の平均」のどちらも9時間を超えているので、改善基準に違反している。

3日目を特定日とした場合、「特定日の前日(2日目)と特定日(3日目)の運転時間の平均」が $(9\text{時間}30\text{分}+9\text{時間}30\text{分})\div2=9\text{時間}30\text{分}$ 、「特定日(3日目)と特定日の翌日(4日目)の運転時間の平均」が $(9\text{時間}30\text{分}+9\text{時間})\div2=9\text{時間}15\text{分}$ であり、「特定日の前日と特定日の運転時間の平均」と「特定日と特定日の翌日の運転時間の平均」のどちらも9時間を超えているので、改善基準に違反している。

4日目を特定日とした場合、特定日の翌日が休日のため、「特定日と特定日の翌日の運転時間の平均」は9時間を超えないで、改善基準に違反していない。

3. 正しい。(2日目と3日目の連続運転時間が改善基準に違反している)

連続運転時間（1回がおおむね連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中止をすることなく連続して運転する時間）は、4時間を超えてはならない（改善基準4条1項7号）。

また、運転の中止は、原則として「休憩」を与えるものとされている（同項8号）。

連続運転時間が改善基準に違反しているかどうかは、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、「30分以上の運転中断」をしているかどうかで判断するが、この「30分以上の運転中断」については、少なくとも1回につき「おおむね連続10分以上」とした上で分割することもできる。（※「5分以内」の中止は、「おおむね連続10分以上」と乖離しているため、運転中断の時間として扱われない）

つまり、「運転時間の合計が4時間を超える前に「合計30分以上の運転中断」をしなければならない（=「運転中断の時間が合計30分に達した時点」で連続運転時間がリセットされる）」ということであり、「合計30分以上の運転中断」をする前に運転時間の合計が4時間を超えてしまった場合、改善基準に違反する。

2日目の運転状況を見ると、出庫後、まず2時間の運転後に30分の休憩をしているので、ここまで問題ないが、その後、休憩をせずに合計4時間30分（2回

目の運転:2時間+3回目の運転:2時間30分)の運転をしているため、改善基準告示に違反している。

また、3日目も2日目と同じ運転状況なので、同様に改善基準告示に違反する。

なお、1日目、4日目については、4時間を超える連続運転は見られないので、改善基準告示に違反していない。

©運行管理者試験対策.net
(行政書士高橋幸也うめさと駅前事務所)